

- 1 給特法の改正について (教育) [知 事]
- 2 県教委の働き方改革について (教育) [教 育 長]
- (1) 出退勤時間の把握
- ア 実態等
- イ ICカードを使った管理システムの導入
- (2) 働き方改革プランの目標設定
- (3) 衛生委員会の設置状況等
- 3 精神保健福祉法の改正について
- (1) 代表者会議 (保福) [保健福祉部長]
- (2) 個別ケース検討会議 (保福) [保健福祉部長]
- (3) 保健師の増員等 (保福) [知 事]
- 4 留学生支援センターについて 産労協力 (県生) [知 事]
- 5 消費者教育について (県生) [知 事]
- (1) 倫理的な消費行動
- (2) サービス事業者への配慮

民主・県民クラブの高橋徹です。私は、おかやまマラソンの県民枠に申し込んだのですが、3年連続ではずれました。これだけ議場でおかやまマラソンを取り上げてきたのに、全く付度がされないことに、岡山県では公正公平な行政が行われていることを改めて感じています。私も執行部の皆様の心情を付度することなく忌憚のない質問を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは通告に従い、質問に入ります。

県教育委員会の「働き方改革プラン」について伺いますが、その前に教員の長時間労働にかかる構造的な問題について指摘します。人員と業務量のアンバランスについては、本議会の代表質問で大塚愛議員が質問していますので、私は教員の労働時間法制について申し述べます。

厚生労働省のガイドラインでは、労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」であり、「使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間」と定義されています。私の経験上、民間企業では、時間外労働の削減には、使用者のマネジメントを改善することが最も効果的です。ところが、教員の場合、いわゆる給特法で、「臨時又は緊急にやむを得ない場合」を除き、教員に時間外労働を命じてはいけないとされています。部活動、授業準備、成績処理、生活指導、保護者対応、アンケート・調査物への対応、進学指導、地域連携対応など、現在、教員が日常的に時間外に行っている業務の大半が、法理論上は、勤務ではなく自発的行為（ボランティア）とみなされます。現実にこれらの業務のすべてが管理職の指示等に関係なく好き勝手に行われているとは申しませんが、教育現場の時間管理意識の低さには労働時間管理のベースとなる法制度の不備が影響しているのは間違いないと思います。勤務時間外に行う恒常業務の大半が「自発的行為」だと解されるような制度を改め「労働時間」だと認めたらうえて、学校長等管理職の指揮命令下のもと、その指示により時間外労働を行うような法改正が必要です。これにより、部活動の顧問など、選択の余地がないのに自発的行為とされてきた業務も管理職の正式な指示・命令が必要な業務に位置づけられ、学校全体でルールが明確になるはずで、教職調整額の位置づけや時間外勤務手当の支給の可否等も含め、教員の労働時間管理のあり方と正当な報酬制度等について改めて考える時です。教員の働き方改革に本気で取り組むなら、給特法の改正を国に働きかけるべきだと考えますが、如何でしょうか。伊原木知事に伺います。

県教委の「働き方改革プラン」について質問、提案致します。

まず、個人別の出退勤管理の徹底を提案します。連合総研が昨年12月に公表した、公立校を対象にした全国調査の報告書には、出退勤の記録方法に関する調査があり、タイムカードやPC等で出退勤管理を行っている学校は、小学校、中学校ともに1割程度にとどまりました。最も多いのは「出勤簿へ捺印」で、以下、「把握しているかどうかわからない」、「把握は行っていない」が続きます。県内の学校で、個人別の出退勤の時間を正確に把握している学校はどのくらいありますか。実態をお知らせください。私は、少なくとも、教員の在校時間を個別に正確に把握することは、労務管理の基本中の基本であり、県・市町村教委や学校の管理職が教員の抱える課題を把握するという意味において、最初に位置付ける課題だと考えますが如何でしょうか。教育長のご所見を伺います。

具体的には、ICカードを使った出退勤管理システムの導入を提案します。リアルタイムで瞬時に勤務時間を「見える化」できれば、後追いでなくタイムリーに対策が打てます。タイムレコーダーでは打刻、回収、分析等に手間がかかり、現場の負担が増える懸念があります。これについては、まずはモデル校でなどと言わずに、早急に県内全校に導入すべきです。導入にあつては、県教委が市町村教委に対し財政的な支援を行うことも検討すべきでしょう。以上の提案について教育長のご所見を伺います。

二つ目は目標設定についてです。プランの目標は、平成32年の調査で月当たりの時間外業務を25%削減することです。私は、時間外業務削減は二つの視点からアプローチすべきだと考えています。一つは、全体状況を改善すること。25%削減というプランの目標設定はこれに当たります。もう一つは、程度のひどい人をなくすことです。プランにも書いてある通り、働き方改革の目的の一つは、心身の健康の維持です。過労死はもちろん、精神疾患による休職などもあつてはならないことです。労働時間と心筋梗塞や精神障害の発症には相関関係があることは周知の通りであり、命にかかわるような長時間労働の解消は喫緊の課題です。そのような意味から、プランにも、例えば、年間720時間とか、月100時間とかを超えて時間外業務をする人をゼロにする、というような目標を付け加えるべきだと思います。これは急を要する課題なので、3年という時間軸でなく、スピード感をもって進めるべきでしょう。目標設定について教育長のご所見を伺います。

最後に、衛生委員会の活用について伺います。文部科学省の「学校における労働安全衛生管理の整備のために」という指針は、校長、産業医、衛生管理者などで構成される衛生委員会の設置を教職員50人以上の学校に求めており、同委員会の調査審議事項として、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策が明記されています。また教職員10～49人の学校では衛生推進者の選任が必要です。岡山県内の公立学校の衛生委員会の設置や衛生管理者・衛生推進者の選任状況を教えてください。また、同委員会において長時間労働対策が審議されているのでしょうか。審議されているのであれば、その効果・成果について教えてください。また、同委員会と今回のプランとの関わりについてもお知らせください。以上、教育長に伺います。

精神保健福祉法改正案が国会に上程されています。改正案では、県などの保健所設置自治体は、精神障害者支援地域協議会を設置することになっています。国は其中で地域の精神障害者の支援体制に関して関係行政機関等と協議する「代表者会議」と、措置入院患者について、退院後支援計画の作成や実地に係る連絡調整を行う「個別ケース検討会議」の2種類の会議を開くこととしています。措置解除が決まった後は、帰住先の保健所設置自治体が退院後支援計画に沿って相談指導を実施し、支援全体を調整することになります。以下、法案等の内容に沿って、県の対応について伺います。

まず、代表者会議について伺います。代表者会議の参加者は、市町村、警察等の関係機関、精神医療関係者、障害福祉サービス事業者、障害者団体・家族会等が想定されています。今回の法改正の審議において、政府は、法改正の趣旨は、犯罪防止を目的にした監視の強化ではなく、支援の強化だと説明しています。それに従えば、警察がメンバーとして加わる代表者会議では個別事案は扱わず、患者の個人情報が治安目的で使用されることがないように十分な配慮が必要だと考えますが、如何でしょうか。「確固たる信念をもって犯罪を企画するものへの対応」「入院後に薬物使用が認められた場合」など、いわゆるグレーゾーン事例への対応の考え方も含め、保健福祉部長のご所見を伺います。

次に、個別ケース検討会議について伺います。この会議は、原則として措置入院中に行われ、本人や家族、措置入院病院、保健所設置自治体や市町村の担当者などが参加し、退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整などを行うものです。他方で、精神保健福祉法は、措置入院患者に自傷他害の恐れがなくなれば、直ちに退院させなければならないと定めています。措置入院は3か月未満の短期で解除される場合が多く、個別ケース検討会議の日程調整や支援計画の作成に時間がかかると、措置解除が遅れかねません。同会議には迅速かつ丁寧な運営が求められますが、どのような会議運営を考えておられるのか。保健福祉部長にご所見を伺います。

退院後の支援体制の整備も急務です。帰住先の保健所設置自治体が支援計画に沿った相談指導を行うことになっていますが、岡山市保健所を除く県内9か所の保健所・支所で精神保健対応を行う保健師の数は全体で32名。大半は感染症などの業務を兼務しており、精神保健対応専従の保健師は備中保健所の3名だけです。県内の措置入院はここ数年70~75件くらい（岡山市を除けば40~50件）で推移しており、法改正に伴い、保健所ではそれ相応の相談指導や支援に係る調整業務が増えることになります。精神保健医療福祉の国の基本方針「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念に沿って、岡山県でも取組を進めていますが、精神障害者を地域で支える人員や施設が不足している感は否めません。今後、引きこもり対策の強化に伴う業務増も見込まれます。精神保健対応を行う保健師の増員や保健所の体制整備が必要だと考えますが如何でしょうか。知事のご所見を伺います。

法務省によると、留学生の数は昨年未までの4年間で10万人近く増え、約28万人になりました。岡山県内でも、現在、中国やベトナムなどから、約3,000人の留学生が勉学に励んでいます。

16日の一般質問で小林孝一郎議員が留学生支援の質問をされているので、詳細な現状分析は割愛しますが、

- ① アセアン諸国などへの海外展開に備え、留学生を受け入れ育成するなど、長期的な視野で事業展開を考える企業も出てきていること。
- ② 県内企業が海外展開する際に、岡山に留学経験のある現地の人材を「岡山にゆかりのある人脈」として活用するケースが多いこと。
- ③ 飲食やコンビニ、弁当や総菜の製造工場など人手が集まりにくい職種を中心に留学生アルバイトが欠かせない労働力として活用されていること。
- ④ 過疎自治体などでは留学生の誘致で地域活性化を図る動きが広がりつつあること。

など、留学生に期待する役割は、企業の海外展開を支える人材・人脈づくり、労働力確保、地域活性化など、次第に大きくなっています。

他方で、勉強よりも出稼ぎが目的と思われる「偽装留学」が急増しているという指摘もあります。留学生の募集・受け入れにあたり審査を厳格化するとともに、現地の斡旋業者を厳選する体制づくりが必要です。あわせて、日本での就学に当たり、留学生を孤立させず、その困りごとに対応する支援体制の強化も求められます。

以上のような状況を踏まえ、県内における留学生の一層の活用と県内企業への就職促進、留学生支援体制の整備をめざし、留学生の募集から受け入れ、岡山での生活支援や勉学支援、就職支援などを総合的に行う支援センターの設置を提案します。

支援センターでは、「偽装留学」を防ぐための現地との連携強化、留学情報ウェブサイトの充実、奨学金制度や賃貸住宅に住む際の保証制度の拡充、生活・労働などの各種相談対応、留学生同士の交流、地域行事への参加、就職セミナーの実施やインターンシップの情報提供などを行います。市町村と連携した移住・定住支援、第一次産業や介護などの人材確保・育成の制度・仕組づくりなども検討課題です。小林孝一郎先生は、広島県の「留学生活躍支援センター」の事例を紹介されましたが、岡山でも産官学労金など関係機関が運営する支援センターの設立を検討いただけないでしょうか。知事のご所見を伺います。

近年、企業や行政、学校、病院など、様々な事業所で、謝罪時の長時間拘束や土下座による謝罪の要求、人格を否定する暴言、威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えたクレームが増えています。これらいわゆる悪質クレームは、事業の円滑な遂行を阻害し、サービス現場で働く人の大きなストレスにつながっています。

岡山県では2014年に「岡山県消費者教育推進計画」が策定され、現在、同計画に基づき消費者教育が進められています。

同計画には、小中高等学校、大学、成人一般、高齢者などライフステージ別の消費者教育の施策が定められており、高齢者を狙った振り込め詐欺や特殊詐欺対策、インターネット・携帯電話の使い方、各種契約に伴うトラブル、マルチ商法や悪徳商法への対応、食育・環境教育・金融教育との連携など多岐にわたる教育メニューが示されています。しかし、いわゆる悪質クレームを抑止し、倫理的消費行動を喚起する教育プログラムに関する記載は見当たりません。日本のサービス現場では「お客様は神様」という風潮が根強く残っており、消費者とサービス事業者には上下関係が生じがちです。暴力や恐喝などを除けば違法性を判断することは難しいため、悪質クレームの抑止には、サービス事業者の対応力を高めるとともに、消費者の優位な立場を過度に振りかざさないよう、消費者に一定の倫理観を醸成することが重要です。計画には、消費者教育が育むべき力として、「自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼし得るものであることを理解する力」「消費者が（中略）主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題のために行動できる力」などが挙げられています。その趣旨に従い、県は消費者教育において、いわゆる悪質クレームの事例などを共有し、倫理的な消費行動をうながすプログラムの実施を行うべきだと考えますが、如何でしょうか。また、ポスターの作成・掲示など、情報発信や啓発活動に取り組むことは出来ませんか。知事のご所見を伺います。

あわせて、消費者が「より安く、より便利に」という欲求を際限なく追及し、サービス事業者が限界までそれに対応すれば、サービス業の現場で働く人たちの生産性向上やワークライフバランスの確保は難しくなります。ワークライフバランス憲章は、国民の一人ひとりに、「消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する」ことを求めています。このような配慮の意識醸成について、消費者教育の中にどのように位置づけ、どのように取り組まれるのか、知事のご所見を伺います。

(問)

民主・県民

高橋議員

1 給特法の改正について

教育現場の時間管理意識の低さには、労働時間管理のベースとなる法制度の不備が影響している。教職調整額の位置付けや時間外勤務手当の支給の可否等も含め、教員の労働時間管理の在り方と正当な報酬制度等について改めて考える時だ。教員の働き方改革に本気で取り組むなら、給特法の改正を国に働きかけるべきだが、いかがか。

(答)

民主・県民 高橋議員

1 給特法の改正について

民主・県民クラブの高橋議員の質問
にお答えいたします。

給特法の改正についてのご質問であ
りますが、現在、国において教員の働
き方改革の議論がなされているところ
であり、改正を国に働きかけることは
考えておりませんが、その動向を注視
してまいりたいと存じます。

私としましては、国に教員加配を働
きかけるとともに、教師業務アシスタ
ントや運動部活動支援員を拡充するな
どにより、県教委の働き方改革を支援
してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(問)

民主・県民

高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

ア 実態等

県内の学校で、個人別の出退勤の時間を正確に把握している学校はどのくらいあるのか。また、教員の在校時間を個別に正確に把握することは、労務管理の基本中の基本であり、県・市町村教委や学校の管理職が教員の抱える課題を把握するという意味において、最初に位置付ける課題だがいかがか、併せて教育長の所見を伺いたい。

(答)

民主・県民

高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

ア 実態等

まず、実態等についてであります。タイムカードによる出退勤時間の把握は 1 市 4 町の 13 校であります。全ての県立学校と 96% の市町村立学校では、自己申告の業務記録票等により時間外業務の時間と内容を把握しております。

これまでも、教職員の健康管理や労務管理については校長の責務であることから、長時間業務の実態を把握し、業務の平準化を図るなど指導してきて

おりますが、今回の働き方改革プランの重点取組においても管理職による時間管理を徹底することとしております。

(問)

民主・県民 高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

イ ICカードを使った管理システム
の導入

ICカードを使った出退勤管理システムは、リアルタイムで勤務時間
が見える化でき、タイムリーに対策が打てる。モデル校だけでなく、早
急に県内全校に導入すべきだ。また、県教委が市町村教委に対し財政的
な支援を行うことも検討すべきだが、併せて教育長の所見を伺いたい。

(答) 民主・県民 高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(1) 出退勤時間の把握

イ ICカードを使った管理システム
の導入

次に、ICカードを使った管理システムの導入についてであります。本県では、ほとんどの学校で時間外業務の時間や、取り組んだ内容も把握できる業務記録票等を活用し、時間に対する教職員の意識向上や業務の見直しに取り組んでいるところであります。

お話のICカードの導入については、こうした取組の進捗状況や、既に導入している他県の状況も参考にしながら、研究してまいりたいと存じます。

(問)

民主・県民 高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(2) 働き方改革プランの目標設定

命に関わるような長時間労働の解消は喫緊の課題だ。働き方改革プランにも、例えば年間720時間や、月100時間を超えて時間外業務をする人をゼロにする、というような目標を付け加えるべきだ。これは急を要する課題なので、3年ではなく、スピード感をもって進めるべきだ。目標設定について、教育長の所見を伺いたい。

(答)

民主・県民

高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(2) 働き方改革プランの目標設定

次に、働き方改革プランの目標設定についてありますが、県教委では時間外業務の多い教職員への対応を重大な課題と捉え、業務の平準化など管理職による個別の対応や、産業医等による健康相談の実施などに取り組んできております。

このたびのプランに数値目標を設定してはおりませんが、これまでの取組を踏まえ、更に時間外業務の縮減を徹底させるため、具体的には、遅くとも20時を目安とした退校時刻や定時に退校する日の設定、部活動休養日の徹

議会答弁資料

No. 3

底等を示し、全県で一斉に取り組むこととしております。

(問)

民主・県民 高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(3) 衛生委員会の設置状況等

国は、教職員 50 人以上の学校に衛生委員会の設置を、教職員 10 人以上 49 人以下の学校には衛生推進者の選任を求め、衛生委員会の審議事項として、長時間労働による健康障害防止対策を挙げている。県内公立学校の衛生委員会の設置や、衛生管理者・衛生推進者の選任状況はどうか。また、長時間労働対策が審議されているのであればその効果等はどうか。今回のプランとの関わりと併せて教育長に伺いたい。

(答)

民主・県民

高橋議員

2 県教委の働き方改革について

(3) 衛生委員会の設置状況等

次に、衛生委員会の設置状況等についてであります。平成29年度の公立学校の衛生委員会設置及び衛生管理者・衛生推進者の選任は全て100%となっております。

審議内容については、全ての県立学校で勤務負担軽減対策が挙がっており、放課後の会議の精選や、学年ごとの定時退校日の設定等が行われております。

また、市町村立学校については、服務監督を行う市町村教委に確認したところ、多くの学校で勤務負担の軽減策

を審議しているとのことであります。

働き方改革プランについても衛生委員会
で具体的な方策を審議し、職員会議
等で全教職員の共通理解を図り、一
丸となって取り組むよう、学校等に対
し働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

保健福祉部長答弁

議会答弁資料

No 1

(問)

民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(1) 代表者会議

精神保健福祉法改正案では、県など保健所設置自治体は精神障害者支援地域協議会を設置することとなっており、支援体制を協議する「代表者会議」と、措置入院患者の退院後支援計画の作成などを行う「個別ケース検討会議」が開かれる予定だ。代表者会議は、警察の参加が想定されているが、患者の個人情報治安目的で使用されないよう、十分な配慮が必要だ。薬物使用が認められた場合などのグレーゾーン事例の対応への考え方を含め、保健福祉部長に伺いたい。

保健福祉部長答弁

議会答弁資料

No. 2

(答)

民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(1) 代表者会議

お答えいたします。

まず、代表者会議についてであります。本県ではすでに、精神障害者の地域生活支援を目的として、保健所ごとに、市町村や警察等関係機関との連絡会議を開催し、違法薬物使用など司法と医療の双方に関わるグレーゾーン事例への対応方針を含め、情報共有や役割分担等の連携体制を構築しているところであります。

今後、この会議を基に代表者会議に発展させることを考えておりますが、

法改正の趣旨は、犯罪防止を目的とした監視の強化ではなく、支援の強化であることを念頭に置いて、グレーゾーン事例などの個別の患者情報の取扱いについては、法律の成立後に国から示されるガイドラインに沿って、適切に運営してまいりたいと存じます。

保健福祉部長答弁

議会答弁資料

No 1

(問) 民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(2) 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は措置入院中に行われ、本人や家族、病院、県、市町村などが参加し、退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整などを行うものだが、日程調整や支援計画の作成に時間がかかると、措置解除が遅れかねない。迅速かつ丁寧な運営が求められるが、どのような会議運営を考えているのか、保健福祉部長に伺いたい。

保健福祉部長答弁

議会答弁資料

No 2

(答)

民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(2) 個別ケース検討会議

次に、個別ケース検討会議についてありますが、法令上、措置入院の解除は、退院後支援計画の作成の有無に関わらず、自傷他害のおそれが無くなれば、直ちに行うこととされており、個別ケース検討会議の日程調整等が措置解除の遅れにつながることはないと考えております。

いずれにしても、国から示されるガイドラインに沿って、本人や家族の意向を尊重しながら、入院初期から関係機関と緊密な連携を図り、適切に地域

における支援計画が立てられるよう、
迅速かつ丁寧な運営に努めてまいりたい
と存じます。

以上でございます。

(問)

民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(3) 保健師の増員等

精神保健福祉法改正案では、県など保健所設置自治体は精神障害者支援地域協議会の設置や、措置入院患者の退院後支援計画の作成などを行うこととしており、退院後の支援体制の整備も急務だ。保健所では相談指導や支援に係る調整業務が増えるため、精神保健対応を行う保健師の増員や保健所の体制整備が必要と考えるがいかがか。

(答)

民主・県民 高橋議員

3 精神保健福祉法の改正について

(3) 保健師の増員等

お答えいたします。

精神保健福祉法の改正についてのご質問であります。

保健師の増員等についてであります
が、措置入院患者の退院後の支援につ
いては、これまでも、保健師を中心と
した保健所職員が、本人や家族の意向
を踏まえ、医療機関、市町村等と協議
し、連携して対応してきたところであ
ります。

今後、法改正により増加する事務量
を見極め、限られた人材を戦略的に配

置しながら、精神障害のある方に対する支援体制の整備に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

(問)

民主・県民 高橋議員

4 留学生支援センターについて

県内における留学生の一層の活用と県内企業への就職促進、留学生支援体制の整備を目指し、留学生の募集から受入れ、岡山での生活支援や勉学支援、就職支援などを総合的に行う、産官学労金など関係機関が運営する留学生支援センターの設立を検討してほしいが、所見を伺いたい。

(答)

民主・県民 高橋議員

4 留学生支援センターについて

お答えいたします。

留学生支援センターについてのご質問であります。県内では既に、産学官が連携した留学生の受入推進や、産業界と大学が連携した奨学金の給付、インターンシップの受入れ、合同企業説明会など、様々な留学生支援の取組が行われているところです。

こうしたことから、ご提案のような産官学労金で運営する支援センターを、県が中心となって設立することまでは考えておりませんが、今後とも、留学生の支援の充実に向けて、必要な協力

等を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(問)

民主・県民 高橋議員

5 消費者教育について

(1) 倫理的な消費行動

岡山県消費者教育推進計画には、いわゆる悪質クレームを抑止し、倫理的消費行動を喚起する教育プログラムの記載がない。日本では、消費者が事業者より優位に立つ傾向があり、悪質クレームの抑止には、消費者の立場を過度に振りかざさない、一定の倫理観の醸成が重要だ。消費者教育で、悪質クレームの事例などを共有し、倫理的な消費行動を促すプログラムを実施すべきだ。また、ポスターの作成など情報発信や啓発活動に取り組むべきだが、併せて所見を伺いたい。

(答)

民主・県民 高橋議員

5 消費者教育について

(1) 倫理的な消費行動

お答えいたします。

消費者教育についてのご質問であります。

まず、倫理的な消費行動についてありますが、岡山県消費者教育推進計画では、お話の倫理的な消費行動を含め消費者の社会的役割の理解についても、消費者教育推進の意義としているところであります。

そのため、県消費生活センターを中心に、消費者の社会的な役割や責任など倫理的な視点も取り入れた教材や啓

発資材を開発し、現在、各ライフステージでの消費者教育や啓発活動を行っているところであり、引き続き、こうした取組を通じて、自立した消費者の育成を図ってまいりたいと存じます。

(問)

民主・県民 高橋議員

5 消費者教育について

(2) サービス事業者への配慮

消費者が欲求を際限なく追求し、事業者が限界まで対応すれば、現場で働く人の生産性向上やワーク・ライフ・バランスの確保は難しい。ワーク・ライフ・バランス憲章は、国民一人ひとりに「消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する」ことを求めているが、こうした意識の醸成について、消費者教育の中で、どう位置付け、どう取り組むのか、所見を伺いたい。

(答)

民主・県民 高橋議員

5 消費者教育について

(2) サービス事業者への配慮

次に、サービス事業者への配慮についてであります。岡山県消費者教育推進計画では、自らの消費行動が、様々な面で他者に影響を及ぼし得ることの理解についても、消費者の社会的な役割と捉え、消費者教育を行っているところでもあります。

こうした取組を通じて、お話のサービスの背後にある働き方への配慮についても、社会全体の理解が進むよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。